# 船橋プログラミング部 運営規約

## 第1条（会の目的）

船橋市にて、プログラミングを広める団体である『船橋プログラミング部』の準備・運営の業務を円滑に進め、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

## 第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

船橋プログラミング部

## 第3条（団体及び事務局所在地）

この会（団体）及び事務局の所在地を以下に置く。

〒274-0824　千葉県船橋市前原東5-50-12

## 第4条（会員）

プログラミングに興味のあることを参加の条件とする。

## 第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

## 第6条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任は可能とする。

## 第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条（運営）

おおむね年３回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第9条（運営費）

運営費は、原則参加者の寄付を運営費用として充てるものとする。

## 第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 第11条（設立日）

本会の設立日を以下のとおりとする。

2017（平成29年）年6月18日

## 附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 〒274-0824　千葉県船橋市前原東5-50-12　増澤 智将  
副代表 〒273-0853　千葉県船橋市金杉7-38-12　 　矢嶋 貴宜  
会計 〒274-0824　千葉県船橋市前原東5-50-12　増澤 満美

1. この規約は2020（令和2年）年05月05日から適用する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和　２　年　５　月　５　日

船橋プログラミング部　　　　　　代表者　　増澤　智将